

裁判員制度と報道

——NHKスペシャル尼崎事件再現映像番組から再考する

京都大学大学院 法学研究科教授 曾我部 真 裕

綿密な取材 大きな反響

2013年6月9日夜、「NHKスペシャル『尼崎殺人死体遺棄事件』」(以下、「本件番組」という)が放送された。11年以降「未解決事件」として放送されているシリーズものであり、グリコ・森永事件、オウム真理教事件に続く第三作であった。いずれも綿密な取材に基づいた重厚な報道番組であると感じられるが、迫真性あふれる再現ドラマをおりまぜて構成される点の特徴であって、毎回大きな反響を呼んできた。

さらに今回は、かなり以前の出来事を扱った前二作とは異なり、事件の首謀者であるとして起訴された角田美代子元被告は勾留中に自殺(それにより不起訴)してしまい不在であるものの、それ以外

の関与者とされる人々の刑事裁判はこれから開始されるというタイミングでの放送であった点が特徴的である。

実際、放送から10日ほどたった7月20日には、本事件の被告人7人の弁護人が、本件が裁判員裁判の対象であることを念頭に、「一定の意図で編集された再現映像によって、視聴者に予断と偏見を与える」「放送を見た人は裁判員から排除するよう求めざるを得ないなど、将来の裁判員の選任にも影響すると予想される」として抗議、日本新聞協会の「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」(08年)の厳守と、同番組のNHKオンデマンドでの配信中止を求めた。

報道によれば、NHK側は「事件の背景を掘り下げ、同様の事件が起きないための課題を描いた。事件報道は指針に沿

っており、今回の番組も同様です」とコメントしたとされる。

筆者は、後日まさに問題のNHKオンデマンドによって本件番組を視聴したが、再現ドラマの部分では、角田元被告が被害家族(ただし、現在事件化されているのとは別の過去の事例が中心)を追いついていく様子が克明に描写されており、俳優の迫真の演技とも相まって非常に強い印象を受けた。一度気分が悪くなり、翌日ようやく最後まで見終えたほどである。ネット上でも、同様の感想が飛び交っていたように思われる。

さて、本稿の目的は、本件番組を契機に「裁判員制度と報道」の問題をあらためて考えてみようというものである。抗議を行った弁護人は「放送を見た人は裁判員から排除するよう求めざるを得な

い」ほど、「視聴者に予断と偏見を与える」ものであると主張しているのに対して、NHK側は報道の指針に沿っているとしている。実際のところどうだったのだろうか。

結論をまず述べると、筆者が番組を視聴して感じた限りでは、両者ともに一理あると言えそうだが、真の問題は別のところにあるのである。

「予断」とは何か

まず、本件番組は、前述のように、角田元被告が被害家族（ただし、現在事件化されているのは別の過去の事例が中心）を追い込んでいく様子が克明に描写されており、俳優の迫真の演技とも相まって非常に強い印象を与えるものである。その限りでは、角田元被告に関しては、犯人であること、あるいはその犯行手口の詳細について強く印象づけることは疑いようがない。しかし、同元被告は既に死亡しているから、NHKとしては、今後の裁判員裁判との関係で予断を与えることはないと判断したものと思われる。実際、本件番組では、今回の事件で起訴された被告人が実名で登場することは、姉が被害者となった被告人のほか、

ほとんどなかった。この者についても、再現ドラマにおいて直接被害者に対して虐待を加えているような様子は描かれてはいない。また、再現ドラマにおいて被害者に対する虐待の模様が克明に描かれたのは、今回の事件で立件されていない過去の事例に關してであった。

そして、全体の内容としては、興味本位のものではなく、この特異な事件の中心人物であるとされる角田元被告の人物像への接近、多数回にわたって救助を求められながらも十分に対応できなかった警察への批判、そして何よりも、極限状況における人間の弱さ、家族の脆さ（もろさ）を描くものとして、放送番組としては極めて意義深いものであることは間違いない。

他方で、弁護人が本件番組に対して抗議を行ったのも、その職責上当然であって理解できる。実際、本件番組は、同じシリーズとして放送された他の事件とは異なり、「まだ終わっていない」事件である。角田元被告が逮捕・起訴された時点、あるいはその後自殺するなどして社会の注目を浴びた時点からしばらくたって喧騒（けんそう）が収まった段階、そして、遠からず残された被告人たちの刑事裁判が始まるという段階での放送である。上述のよ

うに、被告人たちの具体的な行為を描写するものではないにしても、極めて強い印象を与える再現ドラマによって事件が描かれたことにより、全体の印象としては被告人たちを犯人視していると受け止められることも十分ありうるのではないか。

以上を踏まえると、本件番組によって提起された問題は、犯罪報道において回避しなければならない予断とは何かということであろう。つまり、NHKとしては、番組を分析的に見れば、角田元被告以外の被告人たちについてはほとんど言及しておらず、したがって彼らを犯人視もしておらず、問題となるような「予断」もないということであろうが、弁護人の立場からすれば、「尼崎殺人死体遺棄事件」全体の悪辣（あくらつ）さを強調することによって、直接に詳細に描写されていない被告人たちについても犯人視することになり「予断」を与えるというのであろう。

本件では、このような二つの「予断」が問題になっているということを確認した上で、本稿では以下、現在の報道指針ではこの点についてどのように考えられているのか、また、どのように考えるべきかについて検討してみたい。

裁判員制度の指針

日本新聞協会は、裁判員制度の開始まであと1年余りとなった2008年1月、「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」（以下「指針」という。）を定めた。その間の経緯については、『新聞研究』679号の特集「裁判員制度と取材・報道（第一回）」所収の諸論考を始め多くのところで紹介されているので詳細は省くが、筆者の理解するところでは、この件をめぐる議論の構図は、一般論として、裁判員制度開始にあたり、報道による裁判員への予断を防止するような取り組みが必要である点については概ねコンセンサスがあったが、その担保方法についてはさまざまな意見があったということであろう。一方では一時期検討されたような「偏見報道の禁止」を法律に規定するという立場があり、他方では個々のメディアの自主的な配慮に委ねようという立場がありえた。

指針は、両者の中間的な立場であり、自主的なガイドラインを定めるものの、基本原則的な内容を示すにとどめ、具体的なルール作りは各社の判断に委ねるというものであるといえる。

指針のポイントは、次の3点である。

- ① 捜査段階の供述の報道にあたっては、内容のすべてがそのまま真実であるとの印象を読者・視聴者に与えることのないよう記事の書き方等に十分配慮する。
 - ② 被疑者のプロフィールは、当該事件の本質や背景を理解するうえで必要な範囲内で報じる。前科・前歴については、これまで同様、慎重に取り扱う。
 - ③ 事件に関する識者のコメントや分析は、被疑者が犯人であるとの印象を読者・視聴者に植え付けることのないよう十分留意する。
- これを受けて報道機関各社はより具体的なガイドラインを定めているが、NHKでは、「放送ガイドライン2011」以下、「ガイドライン」という。）において、事件や裁判の取材・放送にあたって次のことを基本とするとしている。
- ・ 容疑者や被告を犯人ときめつける報道をしない。
 - ・ 情報の出所をできるかぎり明示する。
 - ・ 容疑者や被告側の供述や主張をできるかぎり取材・報道する。
 - ・ 専門家のコメントは犯人と断定した言い方にならないように注意する。
 - ・ ニュースタイトルや字幕スローパーの表

現、映像の使用・編集にも細心の注意を払う。

以上を見る限り、裁判員裁判の対象となりうる事件の報道であっても、予断を排除するために報道そのものを差し控えるというのではない。それは、指針にも明示されているように、事件報道には事案の真相の解明、犯罪の再発防止、捜査当局や裁判手続きのチェックといった意義があるからであるとされる。

その上で、「過度の予断を与える恐れ」を排除するため、表現上の工夫や、情報の出所の明示、被疑者被告人側の供述・主張の取材・報道といった配慮を行うのが、指針でありガイドラインである。本件番組も、上述のような分析的な視聴の仕方を前提に、こうした指針・ガイドラインに照らしてみれば、違反はないというNHKの主張ももつともなところはあ

る。

しかし、そもそも、こうした指針やガイドラインは十分なのだろうか。まず、推定無罪原則がある以上、被疑者・被告人をことさらに犯人視するような表現、印象操作自体が不適切であることは明らかだろう。また、（取材源秘匿原則との関係はあるものの）情報の出所の明示や、

被疑者・被告人側の供述や主張の報道といった点も、ジャーナリズムのルールとしてはむしろ当然のものではないか。要するに、指針やガイドラインで示された点は、裁判員制度のもとで予断排除のために特に必要なものというよりは、裁判員制度があってもなくても求められる、ジャーナリズムとして当然のルールではないかと思われる。

ガイドラインは十分か

その上で、こうした指針やガイドラインを順守していれば、それによって「過度の予断」そのものが防止できるのかどうかは疑問である。例えば、情報の出所の明示を徹底した場合であっても、特に捜査段階では捜査当局からもたらされる情報がほとんどであり、事件の本筋に関する報道は、ほとんどが捜査当局からの取材に基づいて行われることになる。時折大きな過ちがあるとはいえず、一般的には捜査当局に対する信頼はそれなりのものがある以上、捜査当局からの情報が一方向当事者による主張であるという建前とは裏腹に、捜査当局の発表は読者・視聴者においてほぼ間違いのないものとして受け取られていくであろう。こうした事情

は、「〇〇の調べに対し〇〇と供述していることが分かった」という表現を「捜査本部は〇〇と供述していると発表した」と言い換えたところで、ほとんど変わりはなくと思われる。

また、被疑者・被告人側の供述・主張の取材・報道については、具体的には弁護人からの取材・報道が中心になると思われるが、事件の初期段階においては弁護人も事情を十分に把握できていない場合が多く、また、その守秘義務との関係で十分に取材に応じることができない場合もある。弁護士会においても報道対応の重要性を主張する声があるようであるが、今述べた点からして限界があり、「対等報道」はおよそ不可能であろう。

なお、この点に関連して、対等報道が困難であるのは、報道の問題というよりは日本の刑事手続きそのものの問題に由来することにも留意が必要であり、両者は区別して論じられるべきである。同じくNHKに関連して最近問題となった開示証拠の目的外使用の問題などは、証拠開示の不十分性、長期の身柄拘束の問題などと並んで、刑事手続きそのものの問題であろう。

以上、要するに、指針やガイドライン

は、ジャーナリズムのルールとしては当然のものであってこれらを導入することは適切ではあるが、これによって本来の目的である予断そのものの防止に有効かどうかは疑問がある。冒頭で示した2種類の「予断」との関連で言えば、分析的な読み方・視聴の仕方をしたとしても、よほどのリテラシーがなければ、捜査当局側の圧倒的な情報量からすれば、やはり捜査当局側の見方が正しいというような印象を持つてしまうであろう。

したがって、事件報道における予断を排除しようとすれば、一部で主張されているように全面的に匿名報道主義をとるか、あるいは裁判段階に入るまで報道自体を差し控えるか、といった根本的な改革を行うしかないように思われる。

このうち、裁判段階に入るまで報道自体を差し控えるべきという主張については、報道の自由の根幹に関わる問題であり、筆者としてはおよそとりえないと考えている。他方、匿名報道については、現在でも一定の軽微な事件については被疑者名を匿名とする取り扱いが定着してきているが、全面的な匿名報道主義が直ちに妥当かどうかについては議論の余地がある。

新たな問題提起

しかし、そもそも、このような根本的な改革が必要なほど、報道による予断は裁判の公正に影響しているのかどうか問われるべきではないかと思われる。この点を客観的に評価することは容易ではないので、即断は避けるべきであるが、これまでに裁判員の予断が判決の行方を左右したという具体的な訴えは、筆者の知る限り見当たらないのではないかとと思われる（今後、弁護士に対するアンケート調査なども検討に値しよう）。また、本年5月に取りまとめられた法務省の『裁判員制度に関する検討会』取りまとめ報告書¹では、報道の問題は特にとりあげられていない。なお、同検討会の検討段階では、共同通信論説委員であった委員からのヒアリングが行われたが、ここでも、報道による予断の問題は現実化していない旨の説明がなされていた。

そもそも、事件報道は事件の発生や被疑者の逮捕の時点に集中し、その後の起訴、公判前整理手続きの段階では報道での扱いは格段に小さくなる。最高裁の調査によれば、11年の平均の公判前整理手続き期間は6・4か月、12年は5月末段

階であるが6・6か月とかなり長期にわたっている。裁判員が登場するのは捜査を終えて起訴された後、さらに公判前整理手続きを終えてからであるから、事件の発生や被疑者の逮捕の時点から計算すれば1年近くたってから法廷に臨むことが珍しくないわけである。

裁判員の立場からすれば、報道の詳細についての記憶は薄れたものの、被告人が犯人であるという漠然とした印象は残っているかもしれないという程度で法廷に臨むのが通常ではないだろうか。そのような状態で、法廷に明らかにされる詳細かつ生々しい証拠・証言よりも、そのような漠然とした印象を優先して判断するということがありうるのか、疑問が残る。

そもそも、指針が指摘するように、裁判員の選任手続き、裁判官による説示等、刑事手続き上、予断を防ぐための制度的な措置はいくつも用意されている。本件番組についても、「放送を見た人は裁判員から排除するよう求めざるを得ないなど、将来の裁判員の選任にも影響すると予想される」という弁護士の抗議コメントにもある通り、対処の方法は制度的に用意されている。

以上からすれば、報道による予断はありうるが、それが裁判の公正に影響を及ぼす可能性は小さく、ほとんどの事件については、指針等に基づく現在の取り扱いで問題はないと思われる。しかし、報道を分析的に見れば犯人視にはならないということ（指針は主にこちらを問題にしていると思われる）と、報道を全体的に見た場合の印象とは異なることを考えれば、特に放送においては、場合によっては後者についても配慮が必要な場合もありうるのではないか。特に、裁判員裁判直前に強い印象を与えるような番組を放送する場合には、その必要性について十分に説明できるようにしておく必要があるだろう。個人的には、本件番組の放送が差し控えられるべきだったとは思わないが、これについては議論の余地もあるかもしれない。いずれにしても、今後に向けて新たな問題を提起した事案であった。

（そがべ・まさひろ）

（後記）NHKは8月20日、NHKオンデマンドでの本件番組の配信を停止。取材に応じた人物のプライバシーに配慮したため、今後あらためて配信を開始する。NHKは「今回の件は、弁護士からの申し入れとは関係ない」（広報局）としている。